

二本松市技能労務職員給与等の見直しに向けた取組方針

I はじめに

技能労務職員の給与については、「経済財政改革の基本方針 2007（骨太の方針 2007）」において「公務員給与について、特に民間業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員をはじめとして、地域の民間給与をより一層反映させること」とされ、技能労務職員等の給与について、総合的な点検を実施し適切に対処するよう求められているところである。

これらを踏まえ、本市においても技能労務職員の給与等について市民の理解が得られるよう総合的な点検を実施し、適切に対応するための取組方針を策定するものである。

II 技能労務職員給与の現状

1 技能労務職の主な職種及び職務内容

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1) 用務員 | 小・中学校等における文書送達や施設の維持管理業務等 |
| 2) 給食調理員 | 保育所や学校給食センターにおける調理業務 |
| 3) 自動車運転手 | 市長車やバス等の運転及び公用車維持管理業務 |
| 4) その他 | 道路の維持補修や水道施設の検査等 |

2 主な職種ごとの平均年齢及び平均給与等

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(B)
二本松市	39人	49.3歳	319,327円	344,942円	337,624円
うち用務員	13人	49.5歳	305,946円	324,908円	323,388円
うち調理員	9人	47.5歳	301,622円	310,544円	306,070円
うち運転手	11人	53.7歳	364,581円	410,452円	391,464円
うちその他	6人	43.2歳	291,916円	319,853円	317,095円
福島県	455人	49.5歳	367,300円	410,533円	392,366円
国	5,193人	48.8歳	287,094円	—	320,514円

※ 国及び県と比較のため平成19年度給与実態調査（平成19年4月1日現在）に基づく。

※ 国及び県と比較のため平均年齢は10進法で記載している。

※ 平均給料月額とは、職員の基本給の平均。

※ 平均給与月額(A)とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を合計したもの。

※ 平均給与月額(B)とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、国家公務員との比較のため同じベースで算出したもの。

（参考：民間類似職種のデータ）

職 種	平均年齢	平均給与月額	備 考	
用 務 員	53.9歳	227,200円	全国平均	
調 理 士	43.0歳	256,400円	福島県平均	
運転者	自家用乗用車	54.3歳	248,100円	福島県平均
	営業用バス	50.9歳	258,000円	福島県平均

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査及び総務省資料において公表されているデータを使用したもの。（平成16年～平成18年の3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の類似職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等が完全に一致しているものではない。

3 主な職種ごとの年代別人数

区 分	25 歳 未 満	25 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 34 歳	35 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～ 49 歳	50 歳 ～ 54 歳	55 歳 以 上	合 計
二 本 松 市	0	0	2	5	3	6	13	10	39
うち用務員	0	0	0	0	2	5	4	2	13
うち調理員	0	0	1	2	0	0	4	2	9
うち運転手	0	0	0	1	0	1	3	6	11
うちその他	0	0	1	2	1	0	2	0	6

※ 平成 19 年 4 月 1 日現在

4 その他給与に関する事項

1) 給料表

技能職については一般職の給料表を基に 1 級から 4 級まで、労務職については一般職の給料表を基に 1 級から 3 級までの号給を使用し、合成した給料表を使用している。

2) 手 当

一般職と同様に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末・勤勉手当等が支給される。なお、特殊勤務手当は廃止されている。

3) 昇 給

昇給日前 1 年間に良好な成績で勤務した場合、毎年 1 月 1 日に標準で 4 号給（55 歳を超える職員にあっては 2 号給）昇給させる。

Ⅲ 基本的な考え方

事務事業の見直し及び外部委託等による定員の適正化を推進するとともに、国・県及び他の地方公共団体の動向を注視しながら給与体系の見直しを図り、さらなる人件費の総額抑制に努める。

Ⅳ 具体的な取組内容

1 給与に関する事項

1) 給料表

国・県及び他の地方公共団体の状況を踏まえながら、民間の類似職種の給与を考慮し、給与水準の適正化に努める。

2) 手 当

すでに特殊勤務手当を廃止するなど手当の適正化に努めてきたが、今後も適正な手当支給を行う。

3) 昇 給

一般職同様、今後とも必要に応じ見直しを行い、適正な運用に努める。

2 定員の適正化

二本松市定員適正化計画に基づき、今後も引き続き事務事業の見直しや業務の民間委託等を進め、定員の適正化に努める。